

至誠館大学現代社会学部社会福祉主事任用資格取得に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学現代学部規則第20条の規定に基づき、社会福祉主事任用資格を取得するために必要な事項を定める。

(履修科目及び単位数)

第2条 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、現代社会学部の卒業要件を充足の上、厚生労働大臣が指定する所定の科目から3科目以上の単位を修得しなければならない。

2 所定の科目は、別に定める。

(単位の認定)

第3条 単位認定の手続き等は、学則の定めるところによる。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 令和6年 4月 1日 (制定)